

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【教育委員会中央図書館庶務課】 2

◇ 告示

- 指定管理者の指定【建設局河川部水環境課】 3
- 指定管理者の指定【建設局公園緑地部公園管理課】 4

◇ 公告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 5
- 調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 6
- 企画競争方式に係る手続きの開始【港湾空港局エネルギー産業拠点化推進室エネルギー産業拠点化推進課】 9

◇ 教育委員会

- 北九州市立図書館規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 12

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第63号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第61号）中別表第3の2 社会教育関係の表の図書館の項の改正規定の施行期日は、平成30年12月22日とする。

北九州市告示第485号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第16条の4の規定により、水環境館の指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月18日

北九州市長 北橋健治

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名称	住所	
玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	北九州市小倉北区堺町一丁目6番15号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

北九州市告示第486号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第16条の4の規定により、到津の森公園、ひびき動物ワールド、北九州市立響灘緑地、北九州市立山田緑地、北九州市ほたる館及び北九州市平尾台自然の郷の指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月18日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定したもの		指定する期間
	名 称	住 所	
到津の森公園 ひびき動物ワールド	公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会	北九州市小倉北区上到津四丁目1番8号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立響灘緑地	グリーンパーク活性化共同事業体	北九州市小倉北区砂津二丁目1番23号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立山田緑地 北九州市ほたる館	九州造園・グリーンワーク共同事業体	北九州市小倉北区大畠二丁目10番1号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市平尾台自然の郷	ハートランド平尾台株式会社	北九州市小倉南区平尾台一丁目1番1号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

北九州市公告第803号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年12月18日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区響町三丁目1番2のうち、1番3、1番42、1番43、1番49及び1番50	北九州市若松区浜町一丁目18番1号 ひびき灘開発株式会社 代表取締役 江本 均

北九州市公告第804号

一般競争入札により、調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 調達契約の名称及び数量 デジタル複合機賃貸借及び消耗品供給契約 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成35年2月28日まで（契約締結の日から平成31年2月28日までは機器等の搬入準備期間とし、契約金額の支払の期間は同年3月1日から平成35年2月28日までの48箇月とする。）
- (4) 履行場所 市長が指示する場所
- (5) 入札方法 総価（機器借入れ及び消耗品供給に係る合計額）により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札者の義務

入札者は、検証報告書（作成要領は、入札説明書による。）に必要書類を添付して平成31年2月4日午後5時15分までに次項第1号アの場所に提出しなければならない（郵送の場合は、書留郵便とし、同日午後5時15

分必着とする。) 。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

総合保健福祉センター4階

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課認定審査係

イ 日時 公告の日から平成31年2月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月31日から平成31年1月3日までの日を除く。

）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年12月27日午後5時15分までに競争参加の申出書を北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課認定審査係に提出しなければならない（郵送の場合は、書留郵便とし、同日午後5時15分必着とする。) 。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

総合保健福祉センター6階視聴覚室

イ 日時 平成31年2月7日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
 - エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課認定審査係

〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

総合保健福祉センター4階

電話 093-522-8718

北九州市公告第 805 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した企画競争方式に係る手続を開始する。

平成 30 年 12 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 グリーンエネルギーポートひびき P R 映像制作業務
- (2) 業務内容 洋上風力発電関連産業の総合拠点化に向けた本市の取組及び総合拠点の将来イメージの発信並びに事業理解の促進による関連企業の集積及び総合拠点の活用促進のための P R 映像の制作
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 28 日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 (昭和 22 年政令第 16 号) の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則 (平成 7 年北九州市規則第 11 号) 第 6 条第 1 項の有資格者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続の申立て
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等 (役員及び従業員をいう。以下同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。) であると認められる者
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認め

られる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(6) 本市に係る市税が未納でない者

(7) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

3 受託者を選定するための評価基準

(1) 業務実績

(2) 業務実施体制及びスケジュール

(3) 企画内容

ア タイトル

イ 内容

(4) 演出方法

ア コンピュータグラフィック技術

イ 構成

4 手続等

(1) 担当部局

北九州市港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2994

(2) 説明書の交付場所、交付方法及び交付期間

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、説明書は、北九州市港湾空港局エネルギー産業拠点化推進課のホームページに掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成31年1月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月31日から平成31年1月3日までを除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

ウ 交付方法 無償にて交付する。

(3) 説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎15階15C会議室

イ 日時 平成30年12月27日午前11時

(4) 参加表明書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成31年1月8日午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成31年1月16日午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は説明書による。

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月18日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第20号

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則

北九州市立図書館規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「若松図書館
八幡図書館」を「若松図書館」に、

	駐車場	午前8時から午後7時 30分まで	12月29日から翌年 の1月3日までの日
--	-----	---------------------	-------------------------

	駐車場	午前8時から午後7時 30分まで	12月29日から翌年 の1月3日までの日
八幡図書館	駐車場以外の部分	午前9時30分から午後7時まで（日曜日、土曜日及び休日は、午前9時30分から午後6時まで）	(1) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 館内整理日
	駐車場	午前9時から午後7時 30分まで	12月29日から翌年 の1月3日までの日

改める。

付 則

この規則は、平成30年12月22日から施行する。